

○非農地通知書により地目変更の登記申請をされる方へ

(長野地方法務局不動産登記部門)

- 登記されている土地の地目に変更があった場合は、土地の地目変更の登記をする必要があります。

地目変更の申請書の様式をご用意しました（「法務局提出用申請書」）。

- 2ページ目の「申請書の書き方等」をご覧になりながら、申請書に必要な事項をご記入ください。
- 申請書の記入要領及び様式は、当局HPにも掲載しております。

*** 下記のアドレスをクリックされますとダウンロードできます。**

記入要領 <http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/static/240110HinouchiKisairei.doc>

様 式 <http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/static/240110HinouchiYoushiki.doc>

- 地目変更登記の申請の手続案内は、事前予約となっていますので、下記専用ダイヤルで事前に予約してお越しください。

登記手続案内コーナー（事前予約制）

長野市大字長野旭町1108番地 長野第二合同庁舎2階

長野地方法務局 不動産登記部門 ④番の窓口

開設時間 平日の午前9時～正午

午後1時～午後4時30分まで（30分単位）

電 話 026-235-6619（手続案内予約専用）

（非農地通知による地目変更の手続案内を希望する旨申し出てください。）

※ ご案内につきまして、例年、非農地通知書が皆様のお手元に届いた直後から1か月程度は、窓口及び電話とも大変混み合うことが予想されますので、日にちをずらしていただくとよろしいかと思ます。

※ 登記の申請は、ご自身で行う方法と土地家屋調査士に依頼する方法があります。土地家屋調査士に依頼した場合の手数料等は、土地家屋調査士会にお尋ねください。

- 地目変更の登記申請は、ご来庁いただくか郵送でもすることができます。
詳しくは、「申請書の書き方等」の「7」（5ページ目）をご覧ください。

登記申請の受付窓口

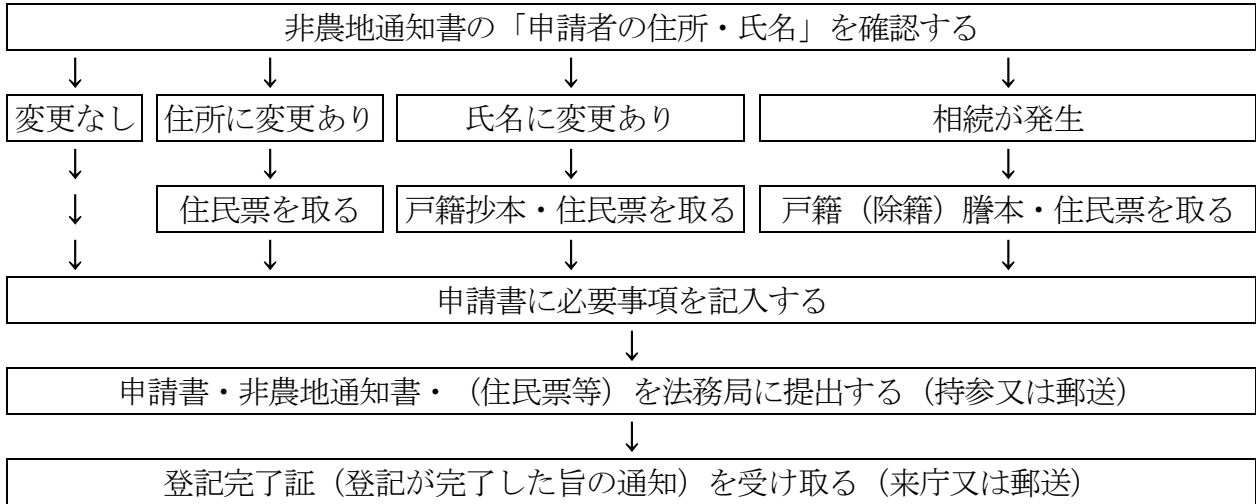
長野市大字長野旭町1108番地 長野第二合同庁舎2階

長野地方法務局 不動産登記部門 ⑤番の窓口

開庁時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

- 地目変更登記は、登録免許税がかかりません（無料）。
- 申請されてから登記が完了するまで、1週間から2週間程度のお時間をいただきたいと思います。

☆ 登記申請の流れ



☆ 申請書の書き方等

- 1 農業委員会から送付された非農地通知書の「申請者の住所・氏名」と現在の住所・氏名に変更等がないか確認してください。

（変更等がなければ「5」をご覧ください。）

- ・ 非農地通知書に記載されている「申請者の住所・氏名」（登記されている住所・氏名）に変更がある場合、又は相続が発生している場合は、別途証明書が必要になります。
- ・ 住所に変更があるときは「2」の説明を、氏名に変更があるときは「3」の説明を、相続が発生しているときは「4」の説明をご覧ください。

- 2 住所に変更がある場合は、「住民票の写し」が必要です。

- ① 登記されている住所及び本籍地の記載がある「住民票の写し」が必要です。
- ② 住民票に、登記されている住所が記載されていないときは、「戸籍の附票」により確認できる場合がありますので、これの交付を受けてください。
※「戸籍の附票」＝住所変更の経過が記載されているもので、本籍地市町村役場に備え付けられています。

- 3 氏名に変更があるときは、「住民票の写し」及び「戸籍の抄本」が必要です。

- ① 変更前の氏名と本籍地が記載されている「住民票の写し」又は「除かれた住民票の写し」を添付してください。
- ② ①のほかに、変更前の氏名が記載されている「戸籍（又は除籍）の抄本」と現在の氏名の記載がある「戸籍の抄本」が必要です。
（婚姻等で氏（姓）に変更があったときは、婚姻前の戸籍抄本（除籍抄本）と現在の戸籍抄本とが必要になります。）

- 4 相続が発生しているときは、①亡くなった方の「除籍謄本（戸籍謄本）」と②相続人の「戸籍謄本」、「住民票の写し」が必要です。

- ① 亡くなった方が死亡した旨の記載がある「戸籍謄本又は除籍謄本」が必要です。
この場合、亡くなった方の登記されている住所が、本籍地と違う場合は、登記されている住所が記載されている「住民票の写し」又は「戸籍の附票」も添付してください。
- ② 相続人の現在の「戸籍抄本」及び「住民票」を添付してください。
（相続人が数人いても、その内の一人だけが地目変更の申請人になれます。）

5 申請書の作成方法

①別添の申請書様式に直接記入するか、②パソコン等で作成してください。

① 別添の申請書様式に直接記入する場合

- ・ インク又は黒色のボールペン等で、はっきりと書いてください。
(鉛筆は使用できません。)
- ・ 記入する欄が不足する場合は、用紙をコピーして差し支えありません。

② パソコン等で作成する場合

- ・ 申請書様式を参考にして作成し、A4の用紙に印刷してください。
- ・ 印刷する際は、片面印刷・両面印刷のいずれでもよろしいです。
- ・ 文字の大きさ、罫線の幅等は任意で結構です。
- ・ 当局HPに様式を掲載していますので、ダウンロードして入力することもできますので、ご利用ください。

*** 下記のアドレスをクリックされますとダウンロードできます。**

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/static/240110HinouchiYoushiki.doc>

※ 登記申請書は、農業委員会から送付された非農地通知書一通ごとに、それぞれ作成してください。

6 申請書（「法務局提出用申請書」）に必要な事項を記入します。

申請書の記載例の（注1）～（注8）の説明は次のとおりですので、ご参照願います。

（注1）

- 農業委員会から送付された非農地通知書を、忘れずに提出してください。

（注2）

- 申請書を法務局に提出する日を記入します。

（注3）

- 申請人（非農地通知書のあて名の方）の住所と氏名を記入し、氏名の横にハンコ（認印）を押してください。
- 相続されているときは、「申請人」の上の行に、「被相続人 何某（亡くなった方の氏名）」と記入します。
- 「申請人」は、相続人の住所と氏名を記入します。
- 代理人が申請する場合は、まず、申請人の住所と氏名を記載し、その下の行に、代理人の住所と氏名を記載し、代理人のハンコ（認印）を押してください。
- 代理申請の場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。
(ひな形は、登記手続案内コーナーに用意してあります。)

（注4）

- 申請書の記載事項に訂正等がある場合には、法務局の担当者から連絡しますので、日中に連絡が取れる連絡先の電話番号（携帯電話、勤務先、自宅等）を記入します。

（注5）

- 所在は、非農地通知書の所在欄に記載されている所在を記入します。
例：長野市信州新町里穂刈字上沖平

※ 欄が2段になっていますが、上段に記載してください。

(注6)

- | |
|---|
| <p>○ 「①地番」欄には、非農地通知書の「地番・枝番」欄に記載されている地番と枝番を記入します。</p> <p>例：非農地通知書の地番 100番, 枝番 空欄 ⇒「100番」
：非農地通知書の地番 200番, 枝番 イー1 ⇒「200番イー1」</p> |
| <p>○ 「②地目」欄には、非農地通知書の地目「登記簿」欄に記載されている地目（田，畑）を記入します。</p> |
| <p>○ 「③地積」欄には、非農地通知書の面積「登記簿」欄に記載されている面積を記入します。</p> |

※ 各欄の上段に記載してください。

(注7)

- | |
|--|
| <p>○ 「②地目」欄の下段に現在の地目を記入します。</p> |
| <p>○ 現在の地目は、非農地通知書の地目「現況」欄に記載されている地目を参考に「原野」，「山林」等と記入します。</p> |
| <p>※「原野」＝耕作を止めて、荒地，かん木類（低木）が生えている土地
「山林」＝自然林，人工林の区別なく，耕作の方法によらないで竹木の生育する土地</p> |

(注8)

- | |
|--|
| <p>○ 「登記原因及びその日付」欄に，地目の変更があった日を記入します。</p> |
| <p>○ 「原野」への地目変更の場合は，耕作を止めた時期により，次のとおり記入してください。</p> <p>①「平成」の場合 → 「②平成年月日不詳地目変更」
② 分からない場合 → 「②年月日不詳地目変更」</p> |
| <p>○ 植林して「山林」へ地目変更する場合，独立して生育するようになった時期が地目変更の日となりますが，その年月日がはっきり分からない場合は，次のとおり記入してください。</p> <p>①「平成」の場合 → 「②平成年月日不詳地目変更」
② 分からない場合 → 「②年月日不詳地目変更」
③「年」が特定できる場合 → 「②平成〇〇年月日不詳地目変更」</p> <p>※ 植林して「山林」へ地目変更する場合，苗木が下草刈り等の肥培管理をすることなく独立して生育するようになるには，樹木の種類により一概にはいえませんが，植林から少なくとも3年から5年程度の期間の経過が必要といわれています。</p> <p>変更年月日がはっきり特定できないときは，上記①～③の例で差し支えありません。</p> |

7 作成した申請書を法務局に提出します。

- 申請は、窓口「①持参」する方法と「②郵送」する方法があります。
- 申請書と非農地通知書は必ず法務局に提出してください。
- 住所変更や相続があるときは、前記2～4で説明した住民票や戸籍謄本等の添付をお願いします。

① 申請書等を窓口持参する場合

- ・ ハンコ（認印）も持参してください。
- ・ 登記が完了しますと「登記完了証」が発行されます。窓口で受領するほか、郵送で受領することも可能です。郵送での受領を希望される方は、登記申請をされる際に、返信用切手を貼った封筒を提出してください。（封筒に申請される方の住所及び氏名を記載してください。）

② 申請書等を郵送する場合

- ・ 申請書等を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載し、「書留郵便」により送付してください。
- ・ 登記完了後に「登記完了証」を書留郵便により送付しますので、返信用切手を貼った封筒と一緒に送付してください。（来庁して受領される場合は不要です。）

※ 切手は最寄りの郵便局等でお買い求めください。
（法務局の印紙売り場では、切手の取扱いを終了しました。）

○ 申請書の送付先（書留郵便）
〒380-0846
長野市大字長野旭町1108番地 長野第二合同庁舎
長野地方法務局不動産登記部門
「不動産登記申請書在中」

8 登記が完了した後、「登記完了証」が交付されます。

- 登記完了証は、①来庁して受け取る方法と②郵送で受け取る方法があります。
- ① 申請書を窓口持参された方には、申請の際に登記完了予定日を書いたメモをお渡ししますので、完了予定日以降のご都合のよろしいときに、ご来庁ください。（申請書に押したハンコを持参してください。）
- ② 郵送を希望された方には、登記完了後、提出していただいた封筒で返送します。

※ 長野地方法務局 案内図は[こちら](#)をご覧ください。

(記 載 例)



登 記 申 請 書

登記の目的 地目変更

添付書類

非農地通知書 (注1)

令和3年1月27日申請 (注2)

長野地方法務局 不動産登記部門

申 請 人 住 所 長野市信州新町里穂刈100番地1

氏 名 甲 野 太 郎 印 (注3)

連絡先の電話番号 (026-253-0000) (注4)

(090-0000-xxxx)

土 地 の 表 示	所 在	<u>長野市信州新町里穂刈字上沖平 (注5)</u>		
	<u>200番イ-1 (注6)</u>	<u>畑 (注6)</u>	<u>550 (注6)</u>	
		<u>原野 (注7)</u>		<u>②平成年月日不詳地目変更 (注8)</u>
	所 在	<u>長野市中条日下野字〇〇 (注5)</u>		
	① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	登記原因及びその日付
	<u>100番 (注6)</u>	<u>田 (注6)</u>	<u>300 (注6)</u>	
		<u>山林 (注7)</u>		<u>②年月日不詳地目変更 (注8)</u>

* これは記載例です。下線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(注)は、記載しないでください。

(法務局提出用申請書)



登記申請書

登記の目的 地目変更

添付書類
非農地通知書

令和 年 月 日申請

長野地方法務局 不動産登記部門

申請人 住所

氏名 印

連絡先の電話番号 (- -)
(- -)

土地の表示	所在	長野市		
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
	所在	長野市		
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②

土	所在	長野市		
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
地	所在	長野市		
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
の	所在	長野市		
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
表	所在	長野市		
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
示	所在	長野市		
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②

※ 記入する欄が不足するときは、この用紙をコピーして使用してください。